

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針			実施主体	取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第3章 納付金 及び標準 保険料 (税) の算定 方法	第2節 保険料(税)水準の統一		県 市町村	●令和3年10月より統一検討WG(財務・事務、保険料税、保健事業・医療費適正化)を立ち上げ、統一する場合の諸課題について具体的な検討を実施(新) ●市町村に統一に係るアンケート調査を実施し、意向確認を行った。(新) ●連携会議において、次期運営方針の水準統一記載について検討した。(新) ● $\alpha=0$ についての勉強会を開催し、 $\alpha=0$ の理念を共有するとともに目標年度等の検討を実施(新)	
	統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討				
	第4節 激変緩和措置		県 市町村	●令和4年度の国民健康保険運営方針等連携会議において、特別基金の活用期間が令和5年度までであり、国公費の措置も令和5年度までで終了する見込みであるため、激変緩和措置についても令和5年度で終了することを基本とすることに合意(新)	
	2 県繰入金の活用				
納付金制度移行による激変を補正するための経過的な対応であることを踏まえ、段階的な縮小による将来的な終了に向けて、毎年度、県と市町村が協議して定める。					
第4章 保険料 (税) 徴収の 適正な 実施	第1節 現状		市町村	●口座振替の勧奨又は原則化(増)、ペイジー口座振替(増) ●コンビニ収納(増)、スマートフォン決済(PayPay等)(増) ●インターネット公売、財産調査・差押(タイヤロック等)・搜索 ●コールセンター設置、訪問催告(増)、納付相談 ●多重債務者や生活困窮者に対する専門相談機関の紹介 ●滞納整理機構(令和3年度まで)、市町村税整理組合の活用 ●収納対策のマニュアル等の作成、滞納整理強化月間の設置	
	2 収納対策の実施状況				
	口座振替の原則化など収納率向上に効果的な取組の実施、スマートフォン決済を活用した収納サービスの実施など新たな取組の検討				
	第2節 収納対策		市町村	●目標設定状況：R3 25市町村、R4 25市町村、R5 26/27市町村	
	1 収納率目標の設定				
	(2) 設定方法				
目標設定及び公表		市町村	●目標設定状況：R3 25市町村、R4 25市町村、R5 26/27市町村		
毎年度目標として、保険者努力支援制度の「収納率向上に関する取組」の評価指標となる全国市町村規模別の上位30%水準を目指す。		県	●全国上位30%水準達成市町村数：R3 6市町村、R4 5市町村、R5 5市町村(前年度実績)		

1

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

(アウタコム)

国保運営方針			実施主体	評価内容
第3章 納付金 及び標準 保険料(税) の算定 方法	第2節 保険料(税)水準の統一		県 市町村	○方針どおり、統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討を行ってきたが、具体的な目標年度の設定には至らなかった。今後は、令和5年10月に国が策定した「加速化プラン」も踏まえ、具体的な目標を設定しての課題整理と検討を行う必要がある。
	第4節 激変緩和措置		県 市町村	○方針どおり、激減緩和措置の将来的な終了に向けて段階的に縮小するため、連携会議での市町村との合意を得た後、令和5年度に終了した。
	2 県繰入金の活用			
納付金制度移行による激変を補正するための経過的な対応であることを踏まえ、段階的な縮小による将来的な終了に向けて、毎年度、県と市町村が協議して定める。				
第4章 保険料 (税) 徴収の 適正な 実施	第1節 現状			
	2 収納対策の実施状況			
			市町村	○収納対策については、口座振替の勧奨や原則化、スマートフォン決済を活用した収納サービスの実施など、各市町村で様々な取組を実施しており、収納率は上昇傾向となっている。 ○口座振替実施率については、実施率が高いほど収納率が高い傾向にあり効果的であることから、引き続き口座振替の勧奨等の取組を実施する必要がある。 ○市町村により取組に差があることから、取組が不足している市町村においては、他市町村の好事例を参考に効果的な対策を講じる必要がある。 ＜県保険料(税)収納率(現年分)の推移＞ H30 → R1 → R2 → R3 → R4 93.25% 93.49% 94.45% 95.09% 94.47%
	口座振替の原則化など収納率向上に効果的な取組の実施、スマートフォン決済を活用した収納サービスの実施など新たな取組の検討			
	第2節 収納対策			
	1 収納率目標の設定			
		市町村	○目標収納率について、1市町村が未設定である。適正な保険料(税)の賦課徴収は、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の確保の観点から重要であり、また、市町村間の収納率の格差是正は、財政運営の広域化の進展に向けての課題となることから、未設定の市町村は目標収納率を具体的に定め、達成に向けて取り組む必要がある。	
(2) 設定方法				
目標設定及び公表				
毎年度目標として、保険者努力支援制度の「収納率向上に関する取組」の評価指標となる全国市町村規模別の上位30%水準を目指す。		県	○各市町村が設定した目標を毎年度達成するため、収納対策の継続的な実施が必要である。	

2

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針			(アウトプット)	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
実施主体	取組の状況			
第4章 保険料 (税) 徴収の 適正な 実施	2	収納率目標達成に向けた取組		
		(1) 口座振替促進等広報事業		
		県広報紙等の活用、市町村の共同事業として実施する広報事業に対する支援	県	●市町村広報紙へ掲載のための口座振替促進に係る勧奨記事の提供 ●口座振替の利用など保険料の期限内納付について、NHKデータ放送で全县に広報
		(2) 収納担当職員の研修		
		市町村の初任者向けの研修の実施	県	●国民健康保険事務初任者研修にて、収納事務に係る基本事項の説明 ●国民健康保険料(税) 収納率向上アドバイザーによる研修会を実施
		「国民健康保険料(税) 収納率向上アドバイザー」の活用による収納率向上に資する研修の実施		
		(3) 財政支援の実施		
		各市町村の各年度の収納率状況や収納率向上の取組状況に応じた財政支援の実施	県	●国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・県特別調整交付金)を活用した、収納事務に係る口座振替促進のパンフレット作成、納付意欲を促すために行う広報費用等の支援(実施団体：R3 20市町村、R4 19市町村、R5 19市町村)
第5章 保険給 付の適 正な実 施	第1節 現状			
	4	不正請求への対応状況		
		保険診療の質的向上と適正化を目的とした保険医療機関等に対する指導、監査、診療報酬の返還	県	●厚生局岡山事務所と共同で保険医療機関等(医科、歯科、調剤)に対する個別指導等を実施
	第2節 県による保険給付の点検、事後調整			
	1	市町村が決定した保険給付の点検		
		医療給付専門指導員による実地指導等	県	●R3：23市町村、R4・R5：全市町村で実施
		複数市町村を跨いだ視点での点検、関係法令違反又は不当に行われたおそれがあると認めた保険給付の再審査請求の実施	県	●市町村が支給決定した給付に関する再審査請求の実施 (R3：14件、うち複数市町村を跨る案件6件 R4：11件、うち複数市町村を跨る案件7件 R5：23件、うち複数市町村を跨る案件5件)
	2	広域対応が必要な不正利得返還事務		
		広域的な案件や法的な手続きが必要とされる専門性が高い案件について、案件ごとに市町村と事務委託契約を締結し、県による一括返還請求を実施	県	●対象案件なし

3

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針			実施主体	評価内容
第4章 保険料 (税) 徴収の 適正な 実施	2	収納率目標達成に向けた取組		
		(1) 口座振替促進等広報事業		
		県広報紙等の活用、市町村の共同事業として実施する広報事業に対する支援	県	○収納率の向上に資する口座振替の割合について、本県は全国でも上位であり、継続して取組を実施する必要がある。
		(2) 収納担当職員の研修		○厚生労働省が委嘱する「国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー」を活用した研修会については、受講者に対するアンケートで「とても参考になった」「参考になった」という意見が多数を占めており、継続して実施する必要がある。
		市町村の初任者向けの研修の実施	県	○市町村への財政支援については、市町村による取組等の現状を分析し、必要な場合は交付基準を見直すなど、引き続き効果的な支援の在り方について検討する必要がある。
		「国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー」の活用による収納率向上に資する研修の実施		
		(3) 財政支援の実施		
	各市町村の各年度の収納率状況や収納率向上の取組状況に応じた財政支援の実施	県	<口座振替率> H30 → R1 → R2 → R3 → R4 47.19% 46.72% 47.15% 47.41% 46.88%	
第5章 保険給 付の適 正な 実施	第1節 現状	4 不正請求への対応状況		
		保険診療の質的向上と適正化を目的とした保険医療機関等に対する指導、監査、診療報酬の返還	県	○年間計画に沿って実施されており、妥当であった。
	第2節 県による保険給付の点検、事後調整	1 市町村が決定した保険給付の点検		
		医療給付専門指導員による実地指導等	県	
		複数市町村を跨いだ視点での点検、関係法令違反又は不当に行われたおそれがあると認めた保険給付の再審査請求の実施	県	○第2期については、複数市町村を跨ぐ案件18件を含む計48件実施でき、妥当であった。今後とも、保険給付の適正化を図るため、県による実地指導や広域的又は専門的見地からの点検等を行っていく。
		2 広域対応が必要な不正利得返還事務		
		広域的な案件や法的な手続きが必要とされる専門性が高い案件について、案件ごとに市町村と事務委託契約を締結し、県による一括返還請求を実施	県	○第2期については、対象案件無し。今後とも、市町村等との情報共有に努める。

4

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第5章 保険給付の適正な実施	第3節 療養費の支給の適正化			
	(1) 事例の情報提供等			
	療養費支給の適正化に資する取組や課題となっている事例の情報提供のほか研修会の開催	県	●柔整等療養費担当者研修会を開催し、患者調査に係る事例等を紹介	
	(2) マニュアルの作成等			
	療養費支給に関するマニュアル作成のほか市町村が行う患者調査の実施方法等についての指導や助言の実施	県	●マニュアル(R3年3月策定)を活用した研修会や指導・助言を実施(新)	
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施			
	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県	●R3:23市町村、R4・R5:全市町村で実施	
	第4節 レセプト点検の充実強化			
	(1) 点検データによる効率的な点検の促進			
	医療給付専門指導員による助言等の実施	県 市町村	●全市町村で実施 ●点検実施状況: R3 17市町村、R4 19市町村、R5 18市町村 (R5国保連へのレセプト点検: 20市町村 レセプト点検員の独自雇用: 7市町村) ・進捗管理を行い、効率的な点検を促進 ・入院中の他医受診や入院が月2カ所以上ある人のリスト作成・点検 ・国保連合会の点検データを活用し、医療費と療養費の併用、第三者行為の疑いのあるレセプトの確認及び調査を実施 等	
	(2) レセプト点検研修事業の実施			
	レセプト専門点検員を対象とした研修会の実施	県	●レセプト点検員意見交換会を開催	
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施			
	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県	●全市町村で実施	
	(4) レセプト点検業務推進会議の実施			
	レセプト点検業務推進会議において、業務効率化に向けたシステム改修や効果的な点検方法についての検討を実施	県	●レセプト点検業務推進会議を開催	

5

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第5章 保険給付の適正な実施	第3節 療養費の支給の適正化		
	(1) 事例の情報提供等		
	療養費支給の適正化に資する取組や課題となっている事例の情報提供のほか研修会の開催	県	○担当者研修等を開催し、点検方法等の情報共有を行うとともに、作成した療養費支給マニュアルの点検業務への活用を促すなど、市町村担当者への支援を行っており、妥当であった。
	(2) マニュアルの作成等		
	療養費支給に関するマニュアル作成のほか市町村が行う患者調査の実施方法等についての指導や助言の実施	県	
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施		
	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県	
	第4節 レセプト点検の充実強化		
	(1) 点検データによる効率的な点検の促進		
	医療給付専門指導員による助言等の実施	県 市町村	○第2期の取組は妥当である。 保険者が行うレセプト点検については、国保連実施の研修会や県による実地指導等により、更なる水準の向上に努めているところ。点検員の個々のスキルによって効果率に差が生じているため、今後も各市町村の状況を鑑みながら上記の取組を実施し、点検員のスキル向上を目指していく。 (参考) 令和3年度実績 内容点検効果率 全国平均: 0.18 県平均: 0.16 (10番目) 効果額 全国平均: 573 県平均: 614 (8番目)
	(2) レセプト点検研修事業の実施		
	レセプト専門点検員を対象とした研修会の実施	県	
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施		
	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県	
	(4) レセプト点検業務推進会議の実施		
	レセプト点検業務推進会議において、業務効率化に向けたシステム改修や効果的な点検方法についての検討を実施	県	

6

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第5章 保険給付の適正な実施	第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化			
	1 第三者行為求償事務の取組強化			
	(1) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催			
	「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー」などを招いた研修会や弁護士による講演会等の開催		県	●初任者向け研修の実施(県、国保連) ●求償事務アドバイザー及び弁護士を招いた第三者行為求償担当者研修会を開催(国保連)
	(2) 第三者行為求償事務研究会の設置			
	第三者行為求償事務研究会において、具体的な実務や周知広報の強化等についての協議、国保連受託事務の対象範囲の拡大のに向けた検討を実施		県	●第三者行為求償研究会(国保連)において、直接求償事務の対象範囲の拡大等について検討 R3: 直接求償事務は35件受託、完了10件(R3以前の受託分含む) R4: 直接求償事務は47件受託、完了39件(R4以前の受託分含む) R5: 直接求償事務は33件受託、完了35件(R5以前の受託分含む)
	(3) 周知広報の強化			
	ホームページや広報紙等を活用した傷病届の提出に向けた周知や早期提出に向けて覚書を遵守した通報制度の活用		市町村	●取組状況: 27/27市町村 ・市町村ホームページ・広報誌掲載による周知(様式提供等) ・被保険者証交付・更新時にパンフレット等を送付 ・交通事故(任意保険)に係る傷病届様式の統一(増) ・傷病届様式のHPへの掲載 ・第三者行為有無の欄を設けた高額療養費等の各種申請様式のHPへの掲載(増) ・通報制度の利用(増)
	第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知		県	●保険者実地指導時に被保険者への周知を依頼
	損害保険会社等に対して傷病届の作成・提出代行の働きかけ		県	●損保会社(4か所)を訪問し、働きかけを実施
	(4) 関係機関からの情報提供体制の構築			
	消防や保健所等の関係機関からの情報提供体制構築の取組		県	●衛生担当部局から提供のあった食中毒情報を市町村に周知(R3 9件、R4 2件、R5 7件)
	市町村		市町村	●取組状況: 27/27市町村 ・関係機関: 県、保健所、庁内関係課(食中毒情報や相談内容等)、消防署(交通事故による救急搬送、国保直診に第三者によるけが等)、地域包括支援センター、損害保険各社、消費生活センター
	2 保険者間調整の促進			
	被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進		県	●必要に応じて保険者に助言
	国保被保険者資格喪失後の保険医療機関の適正な受診に関する被保険者への周知、他の医療保険に加入後も国保資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出勧奨の広報の実施		県	●保険者実地指導時に適正な届出の周知について助言

7

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第5章 保険給付の適正な実施	第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化		
	1 第三者行為求償事務の取組強化		
	(1) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催		
	「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー」などを招いた研修会や弁護士による講演会等の開催		県
	(2) 第三者行為求償事務研究会の設置		
	第三者行為求償事務研究会において、具体的な実務や周知広報の強化等についての協議、国保連受託事務の対象範囲の拡大のに向けた検討を実施		県
	(3) 周知広報の強化		
	ホームページや広報紙等を活用した傷病届の提出に向けた周知や早期提出に向けて覚書を遵守した通報制度の活用		市町村
	第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知		県
	損害保険会社等に対して傷病届の作成・提出代行の働きかけ		県
	(4) 関係機関からの情報提供体制の構築		
	消防や保健所等の関係機関からの情報提供体制構築の取組		県
	市町村		市町村
	2 保険者間調整の促進		
	被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進		県
	国保被保険者資格喪失後の保険医療機関の適正な受診に関する被保険者への周知、他の医療保険に加入後も国保資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出勧奨の広報の実施		県

8

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

		(アウトプット)	
国保運営方針		実施主体	取組の状況
第6章 医療費適正化の取組		(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加	
第6章 医療費 適正化 の取組	第1節 現状		
	8 重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導の実施状況		
	重複受診者や頻回受診者、重複投薬者を把握し、その是正を図るため、該当者に対する訪問指導など受診の適正化に向けた取組の促進	県	●保険者実地指導時に受診の適正化に向けた取組について助言
	第2節 医療費適正化に向けた取組		
	1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組		
	(1) 被保険者への普及啓発		
	県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、国保連と連携した普及啓発の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発	県	●受診勧奨のためのweb広告、ポスター広告を保険者協議会で作成。また、特定健診・がん検診受診の必要性について、県政広報番組、ラジオ、チラシ等で周知を行った。
	「おかやま在宅保健師等の会「ものの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施	国保連	●特定健診受診率向上に向けた未受診者への電話勧奨 ・委託市町村数：R3 13市町村、R4 12市町村、R5 11市町村 ・電話勧奨に携わった「ものの会」会員：R3～R5 23名 ・電話勧奨に要した日数：R3 延153日、R4 延156日、R5 延142日 ●特定保健指導実施率向上に向けた初回面接（増） ・委託市町村数：R3 3市町、R4 4市町、R5 3市 ・指導に携わった「ものの会」会員：R3 5名、R4 7名、R5 6名 ・指導に要した日数：R3 延28日、R4 延43日、R5 延31日 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援事業（新） ・委託市町村数：R5 2市町 ・一体的実施支援に携わった「ものの会」会員：R5 2名 ・一体的実施支援に要した日数：R5 7日
	(2) 市町村への助言		
	国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施	県	●CKD対策について、国保連会と共催で研修会を実施し、CKD対策や取組事例等について、情報提供を行った。

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

		(アウトカム)	
国保運営方針		実施主体	評価内容
第6章 医療費適正化の取組			
第6章 医療費 適正化 の取組	第1節 現状		
	8 重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導の実施状況		
	重複受診者や頻回受診者、重複投薬者を把握し、その是正を図るため、該当者に対する訪問指導など受診の適正化に向けた取組の促進	県	
	第2節 医療費適正化に向けた取組		
	1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組		
	(1) 被保険者への普及啓発		
	県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、国保連と連携した普及啓発の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発	県	○特定健康診査実施率は、1.3%増加している。 ＜R3→R4実施率(R5未公表)＞31.5%→32.8%
	「おかやま在宅保健師等の会「ものの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施	国保連	○特定保健指導実施率は、増減なし。 ＜R3→R4実施率＞18.8%→18.8% ○特定健診実施率向上のため、各地区組織や国保連会、保険者協議会と連携した取り組み実施や、国保ヘルスアップ支援事業を活用した特定健診受診勧奨事業等の実施により、実施率は向上している。また、ソーシャルマーケティングやナッジ理論の活用方法について学ぶ研修会を実施し、研修会を参考としてナッジ理論活用を受診勧奨の際に実施したことで、受診率が向上している市町村もあることから、研修会の内容が効果的な事業につながるように今後も支援をする必要がある。 ○保険者協議会と連携しながら、人材育成のための研修会を開催し、引き続き質の高い保健指導の実施に努める必要がある。
	(2) 市町村への助言		
	国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施	県	

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

		(アウトプット)		(新) 期間中の新たな取組
国保運営方針		実施主体	取組の状況	(増) 期間中に実施市町村が増加
第6章 医療費 適正化 の取組	2	生活習慣病対策に向けた取組		
	(1) 発症予防（一次予防）の推進			
	①規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重の維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員による減塩活動や声かけ運動などの支援	県	●栄養委員研修会、食生活講座、一口運動による健康づくり普及事業、減塩食普及活動、生活習慣改善サポート研修会等	
		市町村	●取組状況：R3 25/27市町村、R4 25/27市町村、R5 25/27市町村	
	②身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ	県	●愛育委員による家庭訪問・地域での声掛けを実施。	
		市町村	●取組状況：R3 25/27市町村、R4 25/27市町村、R5 25/27市町村	
	③歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援	県	●歯と口の健康習慣、いい歯の日を中心とした普及啓発（啓発ポスター作成・配布） ●市町村の歯周疾患検診等の適切な実施のための歯科保健対策への専門的・技術的支援	
		市町村	●取組状況：R3 22/27市町村、R4 21/27市町村、R5 22/27市町村	
	(2) 重症化予防（二次予防）の推進			
	糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ	市町村	●取組状況：R3 25/27市町村、R4 25/27市町村、R5 24/27市町村 ・ <u>ハイリスク者を抽出（増）</u> （血糖値125mg以上又はHbA1c6.0～6.5%以上、中性脂肪300mg/dl以上、血圧160/100mmHg以上などにより） ・ <u>文書、電話、または訪問による受診勧奨（増）</u> ・ <u>保健師・看護師等による訪問指導（増）</u> ・ <u>医師会等との連携による定期的な面談等による指導（増）</u> ・治療中断者を対象に糖尿病予防教室を開催し、医師、保健師、管理栄養士による個別相談	
	糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業の実施に向けた環境整備、岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定、市町村職員や保健指導実施者などに対する人材育成のための研修会の開催、糖尿病性腎症重症化予防を各市町村で効果的に行うための資料作成や助言・支援、国保連と連携した情報提供の実施	県	●平成30年3月に策定した県糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて、令和3年度よりアウトカム評価を開始。R4年度より、経年での情報収集と分析を実施するため、市町村への説明のための研修会や保健指導のスキルアップを目的とした研修会を実施。	
	(3) 再発防止（三次予防）の推進			
	地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整	県	●各保健所が管内市町村や地域の医師会等と連携を図り、CKDネットの推進や糖尿病医療連携に係る調整を行った。	

11

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

		(アウトカム)	
国保運営方針		実施主体	評価内容
第6章 医療費 適正化 の取組	2	生活習慣病対策に向けた取組	
	(1) 発症予防（一次予防）の推進		
	①規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重の維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員による減塩活動や声かけ運動などの支援		県
			市町村
	②身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ		県
			市町村
	③歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援		県
			市町村
	(2) 重症化予防（二次予防）の推進		
	糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ		市町村
糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業の実施に向けた環境整備、岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定、市町村職員や保健指導実施者などに対する人材育成のための研修会の開催、糖尿病性腎症重症化予防を各市町村で効果的に行うための資料作成や助言・支援、国保連と連携した情報提供の実施		県	
(3) 再発防止（三次予防）の推進			
地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整		県	

12

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第6章 医療費 適正化 の取組	3 後発医薬品の使用促進に向けた取組			
	国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額通知の実施、後発医薬品の使用促進に向けた取組の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村 【実績把握・差額通知以外の使用促進の取組例】 ●ジェネリックお願カード付保険証ケース、ジェネリック医薬品希望シール等啓発グッズの配布、広報誌、パンフレット等による周知 ●国保広域共同事業として被保険者向け啓発資材（被保証カードケース、マスクケース）作成、新聞折込広告 ●医師会、薬剤師会へジェネリック医薬品の使用促進協力依頼実施（新）、YouTube配信、愛育委員を通じた回覧	
	出前講座や講習会等による普及啓発の実施	県	●岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会開催 ●パネル展の実施 ●後発医薬品普及啓発を目的としたデジタル絵本の印刷製本 ●デジタル絵本周知のための啓発資材（シール、メモ帳）の配布 ●後発医薬品普及啓発資材（クリアファイル、付箋紙、ジップバーバッグ）の作成・配布 ●後発医薬品の普及啓発に関するチラシの作成及び配布 ●保険者機能強化基金の活用による国保広域共同事業の実施支援（被保険者向け啓発資材（被保証カードケース、マスクケース）作成、新聞折込広告）	
	4 重複・頻回受診者、重複投薬者に対する取組			
	重複・頻回受診者に対する適正受診についての訪問指導等、重複投薬者に対する適切な服薬についての訪問指導等の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村 ・対象者の抽出基準を設定し、KDBシステム等を活用した概数の把握 ・保健師、看護師、国保担当課職員による訪問・電話指導 ・訪問・電話指導実施後の改善状況の確認、実施後の評価（増） ・医師会・薬剤師会と連携するなど、パンフレットの送付（増） ・適正な医療に関する市独自のチラシの送付	
第6章 医療費 適正化 の取組	5 医療費通知の実施			
	受診に要した医療費通知の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村 【医療費通知以外の適正化への取組例】 ●適正受診を啓発するパンフレット・チラシ配布、広報誌・HP掲載 ●国保広域共同事業としてセルフメディケーションの推進（啓発資材（ポケットティッシュ、クリアファイル、絆創膏）作成）	

13

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第6章 医療費 適正化 の取組	3 後発医薬品の使用促進に向けた取組		
	国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額通知の実施、後発医薬品の使用促進に向けた取組の実施	市町村	○後発医薬品の使用促進に向けた取組により、後発医薬品の使用割合は着実に高まっている。被保険者の行動心理等に注目し、費用対効果の高い取組を引き続き実施していく必要がある。
	出前講座や講習会等による普及啓発の実施	県	○令和4年度末時点のNDBデータでは、岡山県の後発医薬品使用割合は、80.9%であり、令和5年度1月時点の薬局調剤における後発医薬品使用割合は86.2%であることから、国から示された80%以上という目標を達成できたと考えられ、取組は妥当であった。
	4 重複・頻回受診者、重複投薬者に対する取組		
	重複・頻回受診者に対する適正受診についての訪問指導等、重複投薬者に対する適切な服薬についての訪問指導等の実施	市町村	○保険者実地指導時に適正化に向けた取組、KDBシステムの使用方法について具体的に指導・助言を実施し、妥当であった。一部保険者では、訪問指導等の体制ができていないことから、引き続き働きかけを行っていく必要がある。
第6章 医療費 適正化 の取組	5 医療費通知の実施		
	受診に要した医療費通知の実施	市町村	○医療費通知は国保連が実施する共同事業により全市町村で取組ができている。共同で実施することにより、負担やコストの軽減が図られている。

14

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

		(アウトプット)		(新) 期間中の新たな取組
国保運営方針		実施主体	取組の状況	(増) 期間中に実施市町村が増加
第6章 医療費 適正化 の取組	6 保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標達成に向けた取組			
		市町村	●取組状況：27/27市町村 ・受診率や総医療費、疾病分類などを保健事業計画策定の基礎資料として活用 ・特定健診受診率や医療費の分析を行い、健診の受診勧奨や重症化予防事業の実施に活用 ・受診勧奨時のPRに活用 ・分析結果を、国保事業における検討会で地域の医師・有識者と共有	
		県	●各保健所が国保ミーティング等を活用して、市町村に助言や指導を行う場を設けた。	
		国保連	●保健事業支援・評価委員会（R3：3回、R4：4回、R5：4回） ・保健事業計画策定・実施評価等について、外部有識者らによる国保ヘルスアップ事業申請市町村への助言等	
	7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施			
		市町村	●取組状況：R3 22/27市町村、R4 23/27市町村、R5 22/27市町村 ・健康ポイント事業の実施（増） ・健康ポイント事業における商工部局との連携、地域の民間企業との連携（増） ・健康ポイント事業の検証、改善、見直しの実施（増）	
		県	●各市町村が実施しているインセンティブ事業について、情報提供を実施	
	8 被用者保険等との連携			
		県	●おかやま健康づくりアワードにおいて、健康づくり活動に積極的に取り組む団体の表彰を実施	
		県	●特定健診受診率向上のため、保険者協議会でWeb広告、ポスター広告を作成 ●特定保健指導実践者育成のための研修会（初任者研修）で特定健診・特定保健指導について、講義を行った。	
	9 県による財政支援の実施			
		県	●保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用して、特定健診、特定保健指導、医療費通知の実施等の医療費適正化に向けた取組促進を支援（実施団体：R3 23市町村、R4 23市町村、R5 25市町村）	

15

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

		(アウトカム)	
国保運営方針		実施主体	評価内容
第6章 医療費 適正化 の取組	6 保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標達成に向けた取組		
		市町村	○第3期データヘルス計画について、国の指針に基づいた標準化を推奨している。 国保ミーティング(国保ヘルスアップ支援事業)等を活用し、継続した市町村支援が必要である。
		県	
		国保連	
	7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施		
		市町村	○健康づくりに向けたインセンティブ事業については、従来から市町村が取り組む事業内で実施しているところである。 県では、各市町村の取組事例について、横展開を図ることができるように情報提供等を行い、支援を行っていく。
		県	
	8 被用者保険等との連携		
		県	○健康おかやま21推進会議の構成団体である全国健康保険協会岡山支部と連携し、おかやま健康づくりアワードを実施しているが、今後も事業所が健康づくりに取り組む気運を高めるよう啓発が必要である。
		県	
	9 県による財政支援の実施		
		県	○県交付金の活用により、市町村の取組について妥当な支援ができています。 今後は市町村による取組等の現状の分析と、保険料水準の統一の議論を踏まえた支援のあり方についての検討が重要である。必要な場合は交付対象事業や交付基準を見直すなど、引き続き効果的な支援の在り方について検討する必要がある。

16

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第6章 医療費 適正化 の取組	第3節 岡山県医療費適正化計画（第3期）との関係等			
	(1) 岡山県医療費適正化計画との整合			
	岡山県医療費適正化計画（第3期・平成30～令和5年度）に定める取組との整合性を図りながら、医療費適正化対策を推進		県	●医療給付専門指導員によるレセプト点検の指導強化 ●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を実施し、市町村へ提供）
	(2) その他			
	高医療費市町村にあっては、国保データベース（KDB）システムを活用した要因分析や保健事業のさらなる充実等効果的な対策の検討、計画的な実施		市町村	●取組状況：R3 5/5市町村、R4 7/7市町村、R5 1/1市町村 【分析、検討等実施内容】 ●年齢別・疾病別医療費を分析しデータヘルス計画にて、適切な保健事業を計画・実施 ●KDB等を活用した要因分析、課題抽出、対策検討等によりデータヘルス計画を策定。計画に基づき、未受診者対策等を計画的に実施。
	指導監督等を通じてその実施状況を把握、指導や助言等の実施		県	●保険者実地指導時にレセプト点検の強化や医療費分析データの活用等について助言

17

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第6章 医療費 適正化 の取組	第3節 岡山県医療費適正化計画（第3期）との関係等		
	(1) 岡山県医療費適正化計画との整合		
	岡山県医療費適正化計画（第3期・平成30～令和5年度）に定める取組との整合性を図りながら、医療費適正化対策を推進		県 ○医療給付専門指導員の巡回指導等により保険者のレセプト点検効果等に改善傾向も見られるが、県による広域的見地の点検も含め、引き続き医療費適正化に向けた取組を継続する必要がある。 ○保健事業支援員による市町村の支援について、KDBデータを活用した特定健診や医療費の現状分析を継続して実施し、市町村が効果的に事業へ活用できるよう働きかける必要がある。
	(2) その他		
	高医療費市町村にあっては、国保データベース（KDB）システムを活用した要因分析や保健事業のさらなる充実等効果的な対策の検討、計画的な実施		市町村 ○取組当初の令和3年度（元年度医療費実績）は、5保険者が高医療費市町村に該当したが、令和5年度（3年度医療費実績）においては、1保険者と4保険者減少したことから、取組の効果等が現れ概ね妥当であった。高医療費市町村では、データヘルス計画に基づいた保健事業等を実施しているが、高医療費市町村に複数年度該当している市町村も存在していることから、今後とも、より詳細な医療費分析等に基づく事業の実施など、さらなる医療費適正化の取組が求められている。
	指導監督等を通じてその実施状況を把握、指導や助言等の実施		県

18

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第7章 事務の 広域的 及び効 率的な 運営の 推進	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	1 事務の共同化		
		国保連が実施する共同事業への参加市町村を増やして広域化を進めるほか、事業内容を見直すなど更なる拡大・充実を図る	国保連	●共同事業の委託調査時に、事業の取組内容を伝え参加を促す。 ●市町村の意見や要望を反映させるため、全市町村に対してアンケートを実施
		市町村の費用削減や事務負担軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施	国保連	
		(1) 被保険者証の一括作成		
		国保連において被保険者証の台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業に係る共同事業を実施	国保連	●委託市町村数：R3 7市町村、R4 7市町村、R5 8市町村 ・8市町村に対して被保険者証と高齢受給者証の一体化を実施。被保険者証のほか、被保険者データの差分リストを作成。 ・1市町村に対して短期証の作成を実施。
		高齢受給者証と一体化した証の作成の取組を実施	国保連	
		(2) 高額療養費申請勧奨通知の作成		
		高額療養費申請勧奨通知の作成	国保連	●勧奨通知作成委託市町村数：27市町村 作成回数：毎月 ●高額療養費のお知らせ及び支給申請書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施（委託市町村数：10市町） ●支給簡素化開始に伴い、支給決定通知書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施（委託市町村数：4市町）（新）
		作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連	
		(3) 資格過誤返戻		
		国保連が国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、市町村から被保険者の正しい資格情報を得た上で、保険医療機関等への返戻処理を実施	国保連	●委託市町村：23市町村 処理回数：毎月
		(4) 医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成		
		医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成	国保連	医療費通知 ●委託市町村数：27市町村、作成回数：4回 ・作成ごとに通知書裏面を変更し、様々なお知らせを発信。 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金の割引を実現。 後発医薬品差額通知 ●委託市町村数：R3 26市町村、R4・R5 27市町村、作成回数：3回 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金の割引を実現。
		作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連	

19

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	評価内容
第7章 事務の 広域的 及び効 率的な 運営の 推進	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組		
	1 事務の共同化		
	国保連が実施する共同事業への参加市町村を増やして広域化を進めるほか、事業内容を見直すなど更なる拡大・充実を図る	国保連	○事務の共同化により、国保の多様な業務を効率的に担うことができ、コストの軽減も図られている。引き続き、アンケートや会議等を活用して市町村のニーズを的確に把握し、新たな取組を検討するとともに既存事務の見直しを併せて行いながら共同事業を推進し、必要に応じてさらなる広域化及び効率化を図ること。
	市町村の費用削減や事務負担軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施	国保連	
	(1) 被保険者証の一括作成		
	国保連において被保険者証の台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業に係る共同事業を実施	国保連	
	高齢受給者証と一体化した証の作成の取組を実施	国保連	
	(2) 高額療養費申請勧奨通知の作成		
	高額療養費申請勧奨通知の作成	国保連	
	作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連	
	(3) 資格過誤返戻		
	国保連が国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、市町村から被保険者の正しい資格情報を得た上で、保険医療機関等への返戻処理を実施	国保連	
	(4) 医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成		
	医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成	国保連	
作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連		

20

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第7章 事務の 広域的 及び効 率的な 運営の 推進	2 市町村事務処理標準システムの導入促進及び岡山県クラウドの構築			
		県	●市町村事務処理標準システム、県クラウド及びガバメントクラウドに係る国調査集計及び情報共有	
	岡山県クラウドの構築、市町村における標準システムの計画的な導入の支援	国保連	●市町村事務処理標準システム岡山県クラウド参加市町村：17市町村（増） ・県クラウド及びポータルサイトの運用 ・本稼働に向けた構築・導入テスト等の実施 ・参加市町村及び参加を検討している市町村に対し、個別説明会を実施	
	3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払			
	保険給付費等交付金の直接支払の実施	県	●H30年度から保険給付費等交付金（普通交付金分）の直接支払を実施し、滞りなく実施されている。	
	4 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用			
	マイナンバーカードの取得促進	市町村	●取組状況：R3 24/27市町村、R4 26/27市町村、R5 27/27市町村 ・被保険者証更新時における取得勧奨やHP・広報誌による周知 ・本人あて通知の発送時における取得勧奨（増） ・出先機関や休日窓口での申請支援 等	
	5 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策			
	個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村 ・個人情報を取り扱う基幹系ネットワークとインターネット接続する情報系ネットワークの分離 ・個人情報の移送の際、暗号化の設定等を行い、電磁的記録媒体もしくは専用線等の通信を使用 ・二要素認証の導入、個人単位での業務権限付与 等	

21

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第7章 事務の 広域的 及び効 率的な 運営の 推進	2 市町村事務処理標準システムの導入促進及び岡山県クラウドの構築		
		県	
	岡山県クラウドの構築、市町村における標準システムの計画的な導入の支援	国保連	○県と国保連による情報提供や構築・導入テスト等の実施等の適切な支援が行われている。今後もガバメントクラウドの動向を注視しつつ、市町村事務処理標準システムの円滑な導入に努める必要がある。
	3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払		
	保険給付費等交付金の直接支払の実施	県	○必要に応じ交付要綱を見直すなど、適切に実施されている。
	4 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用		
	マイナンバーカードの取得促進	市町村	○国の補助制度や特別調整交付金を活用してマイナ保険証の普及に努めているが、将来的に被保険者証が廃止され、原則マイナ保険証となることから、マイナ保険証の利便性の周知を行い、マイナ保険証の取得及び利用促進に努めていく必要がある。
	5 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策		
	個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	市町村	○すべての市町村で取組が実施できている。引き続き、個人情報を含む重要情報の適正な管理に努める必要がある。

22

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携			
	(1) 県の取組			
	①国保連と連携して、国保データベース（KDB）システムを活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を実施		県	●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を実施し、市町村に提供） ●健診、医療、介護データについて、KDBシステムを用いて、国保連、産業医科大学、岡山大学と連携し、一体的に分析し、本県の健康課題と市町村ごとの健康課題を明らかにし、市町村が実施する保健事業の支援を行った。
	②市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を実施		県	●関係団体の合意形成と連携を進めるため岡山県在宅医療推進協議会を実施 ●県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業への助成
		県	●第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（R3～R5）に定める次の施策の実施 ①在宅医療と介護の連携の推進、②中重度者を支える在宅サービスの充実、 ③認知症施策の推進、④地域支援事業の推進、 ⑤介護予防の推進・生活支援の体制整備、⑥住まいの安定確保	

23

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	評価内容
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携		
	(1) 県の取組		
	①国保連と連携して、国保データベース（KDB）システムを活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を実施	県	○保健事業支援員によるKDB分析や、岡山大学・国保連協会と連携した医療費分析等により、市町村ごとの課題を抽出し、助言や指導を行っている。助言や指導が事業計画に实际的に活用できるように今後も支援を行っていくことが必要である。
	②市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を実施	県	○岡山県在宅医療推進協議会において、新型コロナウイルス感染症禍での各団体の医療介護連携のために工夫した取組等についてご紹介いただき、それぞれの取組についての情報交換を行った。また、第9次県保健医療計画策定に向けて、県の在宅医療体制について、それぞれの立場からみた課題等を共有し、県民が住み慣れた地域で、望ましい療養生活ができる社会の実現のために検討を行った。 県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業において、地区医師会が中心となり、各地域課題に応じた多職種連携の取組について推進し、各地域における医療・介護連携体制の構築を行った。 今後も医療・介護連携の推進のために、各関係団体等と協力しながら、取組を進めていく必要がある。
	③介護予防事業の充実等について支援を実施	県	○第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（R3～R5）等に基づき、地域包括ケアシステムの構築を進め、定期巡回・随時対応型訪問介護のサービス利用者数は、目標を達成したが、中山間地域等では事業者の参入が進んでいない。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 （R5年度目標）411人／月 （R元年度現況）273人／月→（R5年度実績）480人／月 24事業所はすべて県南地域に所在 ・看護小規模多機能型居宅介護 （R5年度目標）523人／月 （R元年度現況）209人／月→（R5年度実績）392人／月 20事業所のうち中山間地域等の所在は4事業所

24

(資料1別紙)岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況について

国保運営方針		実施主体	(アウトプット) 取組の状況	(新) 期間中の新たな取組 (増) 期間中に実施市町村が増加
第8章 保健医療サービス等に関する施策との連携	(2) 市町村の取組			
	①庁内連携に向けた体制の整備	市町村	●取組状況：R3 22/27市町村、R4 23/27市町村、R5 24/27市町村	
	②被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との連携	市町村	●取組状況：R3 24/27市町村、R4 24/27市町村、R5 24/27市町村	
	③KDBシステムを活用した地域の健康課題の把握や保健事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出、保健師等の医療専門職によるアウトリーチ支援等の実施や通いの場への積極的関与の実施	市町村	●取組状況：R3 20/27市町村、R4 23/27市町村、R5 23/27市町村	
	④被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員による介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）	市町村	●取組状況：R3 22/27市町村、R4 24/27市町村、R5 25/27市町村 【支援例】 ●愛育委員、栄養委員による健康づくり活動・市民の健康と福祉のまちづくり事業推進会議による地域の健康づくり活動 ●住民が主体的に実施する介護予防教室の立ち上げへの協力（新） ●住民が主体的に実施するサロン等で健康教育・健康相談の実施 等	
	⑤地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）	市町村	●取組状況：R3 12/15市町村、R4 12/15市町村、R5 11/15市町村 ・国保直診の医師による健康講話や体操等の健康教室 ・地域包括ケア会議等に直診施設の医師への参加 ・居宅介護事業所と連携した在宅支援（増） ・人間ドック等の保健事業の実施（増） 等	
	⑥後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データ等の提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）	市町村	●取組状況：R3 21/27市町村、R4 22/27市町村、R5 22/27市町村 ・健診データの提供・総合的分析（増） ・生活習慣病予防教室等の健康教育等（増） ・介護保険データと後期高齢者医療データを突合し、疾病予防や介護予防の健康教育、訪問指導の実施 ・健診、健康教室の実施などの健康教育、健康相談の一体的実施（増） ・特定検診結果に基づく予防のための個別通知や訪問指導を後期高齢者移行後も継続実施（増） ・後期高齢者医療広域連合からの保健事業実施の受託（増） 等	
	⑦地域包括ケアシステム構築に向けた保険者、医療関係者、介護事業関係者、地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画	市町村	●取組状況：R3 19/27市町村、R4 20/27市町村、R5 18/27市町村	

25

岡山県国民健康保険運営方針に係る第2期(R3～R5)の取組状況に対する評価について

国保運営方針		実施主体	(アウトカム) 評価内容
第8章 保健医療サービス等に関する施策との連携	(2) 市町村の取組		
	①庁内連携に向けた体制の整備	市町村	○体制が未整備の市町村が3市町村あり、全ての市町村で体制整備が必要である。また、整備済みの市町村においても、必要な取組が行われるよう関係者間の連携強化が求められている。
	②被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との連携	市町村	
	③KDBシステムを活用した地域の健康課題の把握や保健事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出、保健師等の医療専門職によるアウトリーチ支援等の実施や通いの場への積極的関与の実施	市町村	○保健事業支援員によるKDB分析や、岡山大学・国保連合会と連携した医療費分析等により、市町村ごとの課題を抽出し、助言や指導を行っている。助言や指導が事業計画に实际的に活用できるように今後も支援を行っていくことが必要である。
	④被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員による介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）	市町村	○介護予防を目的に、住民主体で週1回以上の体操を実施する通いの場は、令和6年4月現在で1,426箇所と、令和3年4月と比べ116箇所増加した。 ○自力で外出が難しくなった高齢者が、地域との交流が絶えないよう、通いの場等への誘い出しや付添活動を行う通所付添サポート事業は、令和6年4月現在で10市町村の24団体と、令和3年4月と比べ市町村数は変わらないものの7団体増加した。また、高齢者に付き添う通所付添サポーターも、第2期期間中に233人を養成し、令和5年度末はのべ577人となった。一方で、通院や買い物等の高齢者ニーズを満たすことのできる取組も必要となっている。 ○適正体重維持や食生活改善、生活習慣病の正しい知識の啓発や運動習慣のさらなる定着を図るため、継続して愛育委員・栄養委員と連携した普及啓発を行っている。
	⑤地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）	市町村	○取組状況を情報共有し、全ての該当市町村で何らかの取組が実施できるよう促す必要がある。
	⑥後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データ等の提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）	市町村	○令和6年度までに全市町村で取り組むこととされている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の実施済み市町村は、令和5年度時点で19市町村であり、令和3年度時点での7市町村、令和4年度時点での12市町村から増加してきているが、令和6年度中に残る8市町村全てにおいて一体的実施につながる事業の実施が求められている。
	⑦地域包括ケアシステム構築に向けた保険者、医療関係者、介護事業関係者、地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画	市町村	○国保担当課も参画する多職種協働による地域ケア会議等の開催は、昨年度から2市町村減少しており、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、会議開催の定着が課題となっている。

26